

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
規制の名称	（ア）相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 （イ）農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設
規制の区分	新設、改正（緩和）
担当部局	農林水産省経営局農地政策課
評価実施時期	平成 30 年 1 月
規制の目的、内容及び必要性等	1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 現在、相続未登記農地等は、全農地の約 2 割（93.4 万 ha）も存在している。このうち遊休農地となっているのは 6 %（5.4 万 ha）に過ぎないが、農業者の平均年齢が 67 歳であることを考えると、10 年後には今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等についても多くのリタイアが見込まれ、現在耕作されている農地も遊休化し、国民に対する食料の安定供給という農地法の目的を達成できないおそれがある。 このため、共有者の一部が不明な農地について、農業委員会の探索・公示手続を経て、市町村の定める農地利用集積計画により、20 年を限度として農地中間管理機構に対して利用権を設定することを可能とするものである。（本制度は、共有持分を有している者が不明な場合に、公示を行うことで、貸付けに同意したものとみなすこととしており、これらの者の共有持分に基づく所有権を一定の場合に制限するという意味で規制の新設に該当すると考えている。） 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 農業者の高齢化や労働力不足が進む中で、生産技術の向上を活かして農作業の効率化・高度化を図るため、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにするニーズがあるが、現行制度上、このような取組は農地転用に該当するために、農地転用許可に係る事務手続や、土地の税制上の評価が上昇することが、農業者にとって負担となっている。 本改正を行わない場合、農業者が効率的な営農を行うことができず、農地が遊休化し、国民に対する食料の安定供給という農地法の目的を達成できないおそれがある。 このため、農地に農作物栽培の効率化又は高度化のための施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）を設置する場合にお

		いて、事前に農業委員会に届け出ること、当該行為は農地転用に該当しないものとし、当該土地を引き続き農地と同様に取り扱うこととする。 （農地転用許可制度から届出制度へ規制を緩和する。） あわせて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可を不要とする。
想定される代替案		1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 本規制の対象である相当の探索を行っても名乗り出ない共有持分権者は、現れていない以上説得しようもなく、一定の手続の下でその権利を制限する以外に農地の効率的な利用（農地法第2条の2に基づく責務）は担保されない。 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 非規制にする（農地転用許可だけでなく届出も不要にする）場合、行政機関によるチェックがないため違反転用が多数発生し、国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するという、農地法の目的を達成できないおそれがあることから、規制緩和を選択したところである。
直接的な費用の把握		要素
	遵守費用	1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 共有持分を有しているが不明な者に遵守費用は生じない。 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 農業委員会への届出に係る費用が発生する。（行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第4条第1項第7号（市街化区域内の農地転用の届出）に基づく届出は平均4.7万円となっている。）
	行政費用	1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 本制度では、市町村の要請を受けた農業委員会は、新たに共有者の探索と公示を行うことが義務付けられる。これらに必要な費用としては、農業委員会が戸籍簿等を確認し共有者に郵送による意向確認等を行うことや、公示を行うためホームページ等に掲載するなどの事務手続を行うことを想定しており、この場合、1件当たり2万円程度の費用が生じるものと推計される。 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 現行制度上、全ての農地は、農地法に基づく①農業委員会による利用状況調査や、②違反転用の是正措置等の対象となってい

		る。 今回の見直し後に、農地に農作物栽培高度化施設が設置された場合、当該土地は引き続き農地のままであり、上記①、②の日常的な監督下にあることは変わらず、必要な監督のあり方が変わるだけで、費用自体が追加的に発生することはない。
直接的な効果（便益）の把握	1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 ① 相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が耕作されることによる収益が生じる効果が見込まれる。 ② 相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地の遊休化によって発生する周辺農地等への悪影響（害虫や鳥獣被害、日照不足等）が防止される効果が見込まれる。 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 ① 農地転用許可制度から届出制度にすることにより、農業者の事務負担が軽減される。 ② 農作物栽培高度化施設の設置により、農業の生産技術の向上を活かした農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消が見込まれる。 これらにより、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果が見込まれる。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響はない。	
費用と効果（便益）の関係	1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設 （遵守費用） 遵守費用は発生しない。（上記参照。） （行政費用） 農業委員会による探索・公示に要する費用2万円程度／件が発生する。（上記参照。） （効果（便益）） ① 農地が耕作されることによる収益が生じる効果は、155千円／10aである。（上記参照。） ② 農地が遊休化することによって発生する周辺農地等への悪影響（害虫や鳥獣被害、日照不足等）の防止効果については、金銭価値化することは困難であるが、効果は十分見込まれる。 以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。	

	2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 (遵守費用) 農業委員会への届出に係る費用が発生する。(行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第4条第1項第7号に基づく届出は平均4.7万円となっている。)(上記参照。) (行政費用) 現行制度上、全ての農地が、農地法に基づく①違反転用の是正措置や、②農業委員会による利用状況調査を始めとする遊休農地措置等の対象となっている。 今回の規制緩和において、農地に農作物栽培高度化施設が設置された場合、当該土地は引き続き農地として取り扱われることとなるが、上記の範囲内で講じられる措置については、新たな行政費用は発生しない。(上記参照。) (効果(便益)) ① 農地転用許可手続が不要となることから、農業者の事務負担が軽減される。(行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第4条許可申請に係る行政書士への報酬額は平均8万円となっており、農地法第4条第1項第7号に基づく届出は平均4.7万円となっており、約4割減少している。)(上記参照。) ② 作業用台車の導入などによって農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消の効果が見込まれる。(トマトの施設栽培において、高所作業台車の導入によって、収穫等に要する作業時間が約1割向上した例がある。また、トマトの養液栽培と高度な温度・湿度管理を併せて行うことで、施設栽培における平均的な収量と比較して約3倍の収量が得られた例や、農作業ロボットを活用した果実に触れないイチゴ収穫の省力化により4ha規模のハウスで年間10名分の人件費削減効果が得られた例があるが、金銭価値化されたデータはない。 これらにより、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果が見込まれる。 以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	改正法附則等において、改正法施行後、5年を目途に検討を行う条項を規定する予定である。
備考	